

大和市民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月21日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第36号

大和市民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市民健康保険条例施行規則（昭和36年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第14条」に、「第14条」を「第15条・第16条」に改める。

第10条の見出し中「等」を削り、同条第1項中「出産育児一時金の支給申請」を「条例第8条に規定する出産育児一時金の支給を受けようとする者」に改め、「（第1号様式）」を削り、同項ただし書中「定める」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主が病院、診療所又は助産所（以下この条において「医療機関等」という。）とこの項の規定による出産育児一時金の支給申請（以下この条において「支給申請」という。）及び受領について当該医療機関等が代理で行う契約（次項において「代理契約」という。）を締結しているかどうかを確認できる書類（当該医療機関等が作成したものに限る。）

第10条第2項中「病院、診療所又は助産所（以下この項において「医療機関等」という。）と出産育児一時金の支給申請及び受領について当該医療機関等が代理で行う契約（以下この項において「代理契約」という。）」を「医療機関等と代理契約」に改め、「前項に規定する」を削り、同項ただし書中「定める」を「規定する」に改め、「前項の規定によりその」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 海外で出産した被保険者の支給申請は、特段の理由がない限り、帰国した後に行うものとする。

この場合においては、第1項各号に掲げる書類に加えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 旅券、航空券その他海外に渡航した事実を証明する書類
- (2) 第1項第2号の書類を翻訳した書類
- (3) 第1項第3号の書類を翻訳した書類（市長が特に必要と認める場合に限る。）

第14条を第16条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（様式）

第15条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

第3章中第13条を第14条とする。

第12条中「（第4号様式）」を削り、同条を第13条とする。

第11条中「、国民健康保険給付制限通知書（第3号様式）」を「保険給付の制限を行うときは、国民健康保険給付制限通知書」に改め、同条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（葬祭費の支給）

第11条 条例第9条に規定する葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、死亡が公簿により確認できる場合は、第2号に掲げる書類の提出を要しない。

(1) 被保険者にかかる被保険者証

(2) 死亡の事実を証明する書類

(3) 当該支給申請を行う者が死亡した被保険者の葬祭（埋葬又は火葬のみの場合を含む。）を行った事実を証明する書類であって、次のいずれかのもの（ただし、これらによっては当該事実の全部を確認することができない場合は、葬祭費支給申請申立書を併せて提出するものとする。）

ア 葬儀店の領収書又は会葬礼状

イ 火葬代金の領収書

ウ 火葬執行済の埋火葬許可証

エ 火葬証明書又は埋葬（土葬）証明書

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	出産育児一時金支給申請書	第10条
第2号様式	葬祭費支給申請書	第11条
第3号様式	葬祭費支給申請申立書	第11条
第4号様式	国民健康保険給付制限通知書	第12条
第5号様式	国民健康保険給付損害賠償請求書	第13条

第1号様式から第4号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。